

「北海道スタイル」に基づく地域コミュニティ活動ガイドライン 別紙資料
イベント等の開催制限について 令和3年11月15日 北広島市 市民環境部

北海道ホームページ「イベントの開催について」より引用

1. イベントの開催についての要請・協力依頼

特措法第24条第9項に基づく要請

**イベント
の開催**

期 間 11月1日(月)から当面の間

○人数上限※1
5,000人 又は 収容人数50%以内のいずれか大きい方

○収容率※1

[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの※2
(席がない場合は適切な間隔)

[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの※3
(席がない場合は十分な間隔)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さいほうを限度とする(両方の条件を満たす必要)
 ※2 クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、式典、展示会等
 ※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等

●イベントの開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守するとともに、国の接触確認アプリ(COCOA)の導入や名簿の作成などを徹底しましょう。

●全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談してください。

2. 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例	
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音 楽	音 楽
クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	サッカー、野球、大相撲等
舞 踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公 演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等	キャラクターショー、親子会公演等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地(いわゆる絶叫系のアトラクション)についても同様の考え方を適用する
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用する	

(注)・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中(休憩時間やイベント前後を含む、以下同じ。)の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

3. 映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策

※必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にしうる催物に限定して、収容率を100%以内に行うことができることとします。

具体的な条件（感染防止策）	
① 身体的距離の確保	・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ※ただし、まん延防止等重点措置区域においては、酒類の提供（利用者による酒類に持込みを含む）を行わない（協力依頼）
④ 大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 ※可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

4. 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等について

※必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設けられる」ことに該当するものとし、開催可能とします。

具体的な条件（感染防止策）	
① 身体的距離の確保	・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 ※可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等